

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十九号

徳島県税条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十四第一項中「当該」を「同表の」に改め、同項の表の第一号ホ中「第二十三条第一項第四号の五」を「第二十三条第一項第四号の二」に改め、同条第四項を削る。

第二十条の十五中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「同条第四十六項」を「同条第五十五項」に改める。

第二十条の十六の三及び第二十条の十六の六中「提出すると同時に」を「提出した後、速やかに」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十六の八中「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に、「提出すると同時に」を「提出した後、速やかに」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十八第一項中「又は個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。）及び「又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。）」を削る。

第二十条の三十に次の一項を加える。

11 法附則第六十条第二項の規定により読み替えて適用する法第七十三条の二十七の二第二項の規定による徴収猶予の申告をする者に係る第二項の規定の適用については、同項中「申告書に、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「申告書に、」と、「行い、」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」と、「書類」とあるのは「書類及び法附則第六十条第一項の規定の適用があるべきものであることを証明するに足りる書類」とする。

第二十二條の二第二項第一号を削り、同項第二号中「国民体育大会」の下に「(スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項に規定する国民体育大会をいう。)」を、「選手」の下に「(職業としてゴルフをする者を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「。以下この項において同じ」を削り、同号を同項第二号とする。

附則第十項中「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第十一項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第十二項中「第五十二条第二項第一号から第三号まで」を「第五十二条第二項第一号及び第二号」に改める。

附則第十三項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第十四項中「又は連結事業年度」を削る。

附則第三十五項中「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める。

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の三十第十一項中「附則第六十条第二項」を「附則第六十二条第二項」に、「附則第六十条第一項」を「附則第六十二条第一項」に改める。

第二十二條の二第二項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中徳島県税条例第二十条の十六の八の改正規定(「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める部分に限る。)、同条例第二十条の三十に一項を加える改正規定及び同条例第二十二條の二第二項の改正規定並びに同条例附則第三十五項の改正規定 公布の日

二 第二条(第四号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和三年一月一日

三 第一条中徳島県税条例第二十条の十六の三及び第二十条の十六の六の改正規定並びに同条例第二十条の十六の八の改正規定(「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める部分を除く。)並びに附則第四項から第六項までの規定 令和三年十月一日

四 第二条中徳島県税条例第二十二條の二第二項第一号の改正規定 令和五年一月一日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例(附則第七項において「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。)第二条第十二号の七に

規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の徳島県税条例（附則第八項において「旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の徳島県税条例（以下「三年十月新条例」という。）第二十条の十六の三の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

5 三年十月新条例第二十条の十六の六の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等については、なお従前の例による。

6 三年十月新条例第二十条の十六の八の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき特定株式等譲渡対価等については、なお従前の例による。
（事業税に関する経過措置）

7 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

8 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。